

幌延中学校区小中一貫校建設基本設計業務公募型プロポーザル選定委員会設置要領

(目的)

第1条 この要領は、幌延中学校区小中一貫校建設基本設計業務公募型プロポーザル方式実施要領第2条に定める選定委員会の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この委員会は、幌延中学校区小中一貫校建設基本設計業務公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）と称する。

(対象)

第3条 選定委員会は、高度な創造性、技術力又は経験を必要とする業務に相当と認められる者を選定し、必要な事務手続きを行うものとする。

2 選定委員会は、技術提案書等の内容の審査及び評価を行い、当該業務等の内容に最も適すると認められる優先交渉者を特定するものとする。

(所掌事務)

第4条 選定委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 応募要項の決定
- (2) 技術提案書資格者の選定
- (3) 評価基準及び評価方法の決定
- (4) 技術提案者等の特定（優先交渉者）
- (5) その他必要と認めるもの

(組織)

第5条 選定委員会は幌延町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱した10名以内の委員をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者をもって充てる

- (1) 学識経験者及び専門的知識を有する者
- (2) 幌延小中学校運営協議会委員代表
- (3) 総務企画課長
- (4) 産業建設課長
- (5) 教育長
- (6) その他職見を有する者として教育委員会が必要と認めた職員

3 委員の任期は、プロポーザル方式により優先交渉者が特定され、その者と契約が締結されたときまでとする。

(委員長)

第6条 選定委員会に委員長を置き、教育長をもって充てる。

2 委員長は選定委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき又はかけたときは、委員のうちから委員長が予め指名した者が職務を代理する。

(会議)

第7条 選定委員会の会議は、委員長が招集する。

2 選定委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 前項の規定に関わらず、委員長が選定委員会を招集するいとまがないと認めるとき、その他やむを得ない理由があるときには全委員に対する回議をもって開催したものとする事ができる。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

5 選定委員会は、非公開を原則とする。

(関係者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認められるときは、選定委員会の議事に関係のある者の出席をもとめ、その意見又は説明を聞くことができる。

(事務局)

第9条 選定委員会の庶務は、教育委員会事務局において行う。

(秘密の保持)

第10条 選定委員会の委員又は選定委員会に出席した者は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員でなくなった場合においても同様とする。

(補足)

第11条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。